

## 産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置について

目的: 子育て世帯の負担軽減を図るため、出産する被保険者を対象にした軽減措置が政令により定められたため、全国の自治体において、令和6年1月から産前産後期間相当分の保険税を減額する。

### 内容: 1. 減額対象者

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者

※妊娠85日(4か月)以上の出産が対象(死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含む)

### 2. 減額内容

- ・ 出産被保険者に係る国民健康保険税の所得割及び均等割額を出産(予定)月の1か月前から出産(予定)月の翌々月までの4か月間を減額。
- ・ 多胎出産の場合は、国民健康保険税の所得割及び均等割額を出産(予定)月の3か月前から出産(予定)月の翌々月までの6か月間を減額。

### 3. その他

- ・ 軽減分の負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1
- ・ 施行時期は令和6年1月1日
- ・ 令和6年1月以後の保険税にのみ適用

#### 【参考：免除対象期間】

年 月	令和5年			令和6年			
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
11月出産	×	出産 ×	×	免除			
12月出産	×	×	出産 ×	免除	免除		
1月出産	×	×	×	出産 免除	免除	免除	
2月出産	×	×	×	免除	出産 免除	免除	免除